

# 令和4年第1回臨時会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和4年2月15日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	大谷吉廣
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和4年第1回臨時会第1日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
6 番	加 藤 康 幸
7 番	赤 松 紀 幸

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	ふるさと創生課長	井 上 靖
副 町 長	八十島 温 夫	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	友 岡 純	防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦

議 長	<p>ただいまから、令和4年第1回松野町議会臨時会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
議 長	<p>町長から、議会招集挨拶を受けます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和4年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>先日の11日には、議員各位にも御出席をいただきまして、新庁舎及び防災拠点施設の開所式を実施することができました。</p> <p>早春の青空のもと、立派に完成した新庁舎の雄姿に、大きな喜びと期待を感じております。このすばらしい入れ物にふさわしい中身となるように、住民サービスのレベルアップ、職員の資質向上に努め、町民の皆様の御期待にしっかりと応えていかなければならないと、その責任の重さを痛感しているところでございます。</p> <p>また、このことは同時に、旧庁舎とのお別れも意味しておりまして、間もなく解体工事に着手する予定となっております。本日のこの臨時議会が、この議場の最後の務めとなることを大変感慨深く感じております。改めて、60年の歴史を有するこの庁舎に敬意と感謝の気持ちを表すとともに、この歴史を礎にして、新たな未来へと進んでいく決意であります。</p> <p>さて、年末年始以降、連日、オミクロン株が猛威を振るっている状況ではありますが、本町でも3回目の新型コロナ予防接種が始まっております。順次、対象者の皆さんへ通知をさせていただいております。希望される方には早めに予約手続をとっていただくようお願いをしております。今後も、感染拡大を最小限に抑えつつ、日常の生活や経済活動に支障が出ないようにバランスをとっていくことが重要と考えておりますので、御指導御支援をお願いいたします。</p>

	<p>今期臨時議会に御提案申し上げます案件は、報告案件2件、補正予算の専決処分の承認2件、指定管理者の指定に関する議案1件であります。</p> <p>議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>次に、今期臨時会に関する諸報告をいたします。</p> <p>まず、今期臨時会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は5件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p>
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>めること」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）」について、御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、建物火災における消防団の消火活動中の借用物件の破損に対する損害賠償の事案であり、地方自治法第180条第1項及び議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和4年1月31日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>概要を申しますと、去る令和4年1月8日午前10時20分頃に吉野部落で発生した建物火災において、宇和島広域事務組合消防本部、同鬼北消防署、本町消防団による消火活動中に発生したものでございます。</p> <p>火災対象物が建築作業場ということもあり、木材など可燃物が多く消防活動は困難を極め、電力線などのインフラ設備や現場直下に位置する鉄道敷などへの影響が懸念されたことから、高知県四万十市西土佐の有限会社竹村総合建設から小型バックホウを借用させていただき、町消防団員の運転操作により消火活動を行っておりました。</p> <p>くすぶる煙火に対して当該バックホウでの作業効率は非常に高く、延焼も最小限にとどめ、14時44分には鎮火することができました。</p> <p>しかしながら、苛酷な火災現場での作業でもあったことから、バックホウのバケットのツメや外装部及び駆動部を破損させてしまいました。</p> <p>既に修理は完了しており、修理費用である損害賠償額は35万9千271円で、町一般会計予備費より対応したところでございます。</p> <p>消火活動に対して、貴重な重機をお貸しいただいた御厚情に感謝申</p>
-----------------------------	--

		<p>し上げるとともに、その器物破損に対しましては、誠意を持って賠償させていただくものでございます。</p> <p>以上報告といたします。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第1号の報告を終わります。</p>
議	長	<p>日程第4 報告第2号「専決処分の報告について(工事請負契約の変更契約の締結について)」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは報告第2号「専決処分の報告について」説明を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている町長の専決処分事項について、令和3年12月20日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。</p> <p>内容は、令和2年議案第45号により議決をいただきました「松野町新庁舎及び防災拠点施設建設工事請負契約」の請負代金額について、3千572万3千円を増額し、変更後の設計代金額を16億5千272万3千円とする変更契約を締結したものです。</p> <p>増額の主な理由は、議場マイク、音響映像システムのほか、施設のセキュリティー強化を図るため、入退室及び鍵管理システムの導入に係る工事費を追加したことなどによるものです。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議 長	<p>以上で、報告第2号の報告を終わります。</p> <p>日程第5 承認第1号「専決処分の承認について（令和3年度松野町一般会計補正予算（第7号）」及び、日程第6 承認第2号「専決処分の承認について（令和3年度松野町一般会計補正予算（第8号）」を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>承認第1号「専決処分の承認について（令和3年度松野町一般会計補正予算（第7号）」及び、承認第2号「専決処分の承認について（令和3年度松野町一般会計補正予算（第8号）」について、一括して御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月20日及び、令和4年1月7日付けでそれぞれ専決処分をした補正予算につきまして、同条第3項の規定に基づき、その承認を求めるものであります。</p> <p>今回の補正予算額は、いずれも新型コロナウイルス感染症による町民生活への影響が長期化する中で、国の施策に基づいた経済的支援対策に要する経費を追加したものであります。</p> <p>はじめに、「令和3年度松野町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千130万円を追加し、補正後の予算総額を52億267万1千円としております。</p> <p>その内容は、3款民生費の児童福祉総務費に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への経済支援を図ることを目的に、平成15年4月2日以降に生まれた18歳以下の子どもがいる世帯に対して、1人当たり10万円の現金一括給付を行うため、既に予算措置をしております5万円の現金とあわせて支給できるよう、先行給付金を除いた残りの5万円分にあたる、子育て世帯への臨時特別給付金2千130万円を計上し、その財源として14款国庫支出金2</p>

	<p>千130万円を充当したものであります。</p> <p>次に、「令和3年度松野町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億747万2千円を追加し、補正後の予算総額を53億1千143万円としております。</p> <p>その内容は、3款民生費の社会福祉総務費に国の施策に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な困難に直面した方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるように、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億300万円のほか、システム構築委託料385万円や通信運搬費31万3千円等事務費を合わせまして、合計で1億747万2千円を追加し、これらに対応する歳入補正予算として、14款国庫支出金1億747万2千円を充当しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。</p>	
議	長	<p>これから、各案に対する質疑を行います。</p> <p>（質疑 ～ なし）</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第1号及び承認第2号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第1号及び承認第2号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論採決を行います。</p>
議	長	<p>この討論採決は、案件ごとに行います。</p> <p>最初に、承認第1号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>（反対討論 ～ なし）</p>



議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第1号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第1号「専決処分の承認について(令和3年度松野町一般会計補正予算(第7号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。 続いて、承認第2号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第2号「専決処分の承認について(令和3年度松野町一般会計補正予算(第8号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	日程第7 議案第1号「松野町ふれあい交流館(温浴部門)の指定管理者の指定について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは、議案第1号「松野町ふれあい交流館(温浴部門)の指定

管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。

本案は、松野町ふれあい交流館（温浴部門）通称「森の国ぼっぼ温泉」の指定管理期間が令和4年3月31日をもって終了となり、新たな指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の定めにより、議会の議決を受けようとするものであります。

指定管理者の指定につきましては、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定によりまして、令和3年12月に町ホームページなどで公募したところ、1社からの応募があり、同条例第6条第2項に基づき、2月8日に学識経験者と利用者代表の5名からなる指定管理者選考委員会を開催をいたしまして、慎重かつ公正公平に御審議をいただいた結果、宇和島市に本部があります「社会福祉法人宇和島福祉協会」が指定管理者の候補者として適格であるとの答申を受けまして、指定管理者の候補者としたものであります。

社会福祉法人宇和島福祉協会は、宇和島圏域で障害者の方々が、地域において自分らしく生き生きとした暮らしや活動をしていただくため、障害者に最大限に寄り添って支援するとともに、障害者と地域社会の双方のニーズに合わせたサービスを提供している法人です。本町におきましても、福祉団地や町内各所において、「障害者支援施設フレンドまつの」及び「ライフまつの」、「多機能型支援事業所フレンド」、「グループホームフレンドホーム」など、多くの事業所を運営している実績がある法人です。

選考委員会において、候補者として適格であるとした理由は、これまで多くの福祉事業所の運営実績があることに加え、温泉を利用する方々、障害者を含めた従業員、そして地域の皆様の全てが交わる場所となる森の国ぼっぼ温泉の運営をすることによりまして、松野町への地域貢献を果たすことができるとの熱意を持たれていることが高く評価されております。

このように、障がい者との協働による福祉のまちづくりを目的とし

	<p>ていること、これまでの社員の継続雇用を前提として、接客等の研修や勉強会を実施してお客様の満足度を向上させること、松野町ふれあい交流館に同居するNPO法人森の国ネットや松野町社会福祉協議会との定期的な意見交換等を開催して連携を強化するとともに、それぞれの強みを最大限に生かせるような事業展開を計画していることなど、観光交流事業と福祉事業の連携においても、大いに期待ができることから、私も指定管理者として適任であると判断しております。</p> <p>なお、これまで10年間の長きにわたり指定管理者として御貢献をいただいた株式会社トモニーえひめ様には、西日本豪雨災害やコロナ感染症など、多くの困難に対処され、森の国ぽっぽ温泉を地域のシンボルとして守り育てていただいたことに、深甚なる敬意と感謝の意を表したいと思います。</p> <p>森の国ぽっぽ温泉の新たな指定管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>	
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
議	長	(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
議	長	お諮りします。
議	長	ただいま議題となっております議案第1号は即決したいと思えます。
議	長	御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、議案第1号は即決することに決定しました。
議	長	続いて、本案に対する討論を行います。
議	長	まず、原案に反対者の発言を許します。
議	長	(反対討論 ～ なし)

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第1号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第1号「松野町ふれあい交流館(温浴部門)の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	これで会議を閉じます。 (9:51) 町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思えます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは、第1回臨時議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。 議員各位におかれましては、報告案件及び補正予算の専決処分、指定管理の指定の議案等につきまして、慎重な審議を得て、全て提案のとおり議決をいただきありがとうございました。 議案を通じちようだいたしました内容につきましては、今後、事務事業の執行推進に役立てて参りたいと存じます。 さて、昨日14日より、新庁舎での業務を開始しております。初めて来庁される方は、勝手が分からず戸惑われることもあるかもしれませんが、丁寧かつ気持ちのよい対応を心がけるように、全職員に指示を出しております。 また同日より、JAえひめ南松野支所も業務を開始され、同じく伊予銀行ATMコーナーも稼働し、役場を訪れる皆様も一体的な利用ができ、便利になったのではないかと考えております。

議

長

このほかにも、最先端の技術や機能を盛り込んだ施設となっておりますので、これらを十分に活用して、宝の持ち腐れにならないように職員一丸となって、まちづくりに精励して参る所存であります。どうか多くの皆様に、気軽に役場を訪れていただき、御利用いただきたい、そういうふう願っております。

さて現在、町におきましては、新年度予算編成の最終段階を迎えております。令和4年度の町政の基本方針及び重点施策、当初予算等につきまして、来月の定例会で審議をいただきますので、よろしくお願いをいたします。

そして、その定例会から、いよいよ新庁舎の議場が論戦の舞台となりますので、更に活発な討論、充実した議会活動の場になることを私も願っております。

終わりになりますが、この新庁舎の完成を契機として今後ますます本町の活性化と発展に努めて参りますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます、議会閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、令和4年第1回松野町議会臨時会を閉会します

(9:54)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 村尾 重利

第 1 日目 松野町議会議員 加藤 康幸

同 上 赤松 紀幸